

京都市交通局管理規程第19号

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程

京都市交通局次長等専決規程の一部を次のように改正する

第1条中「次長」の右に「，技術長」を加える。

別表第2次長の項の次に次の項を加える。

技術長	(1) 高速鉄道事業に係る技術事務に関すること。
-----	--------------------------

同表総務課長の項中第3号を削り，第5号を第4号とし，第4号を第3号とする。

附 則

この規程は，平成21年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)